

日本債券インデックスファンド
追加型投信／国内／債券／インデックス型

投資信託説明書
(請求目論見書)
2025年4月23日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

日本債券インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月22日に関東財務局長に提出しており、2025年4月23日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 菱田 賀夫
本店の所在の場所	:	東京都港区芝公園一丁目1番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

目次

第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】	1
(4) 【発行（売出）価格】	1
(5) 【申込手数料】	1
(6) 【申込単位】	1
(7) 【申込期間】	2
(8) 【申込取扱場所】	2
(9) 【払込期日】	2
(10) 【払込取扱場所】	2
(11) 【振替機関に関する事項】	2
(12) 【その他】	2
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
1 【ファンドの性格】	4
2 【投資方針】	14
3 【投資リスク】	21
4 【手数料等及び税金】	24
5 【運用状況】	28
第2 【管理及び運営】	34
1 【申込（販売）手続等】	34
2 【換金（解約）手続等】	35
3 【資産管理等の概要】	36
4 【受益者の権利等】	40
第3 【ファンドの経理状況】	41
1 【財務諸表】	44
2 【ファンドの現況】	78
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	79
第三部 【委託会社等の情報】	80
第1 【委託会社等の概況】	80
1 【委託会社等の概況】	80
2 【事業の内容及び営業の概況】	81
3 【委託会社等の経理状況】	82
4 【利害関係人との取引制限】	117
5 【その他】	117
約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本債券インデックスファンド

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、1.1%（税抜 1.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1口単位です。

(7) 【申込期間】

2025年4月23日から2025年10月22日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

上限 3,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーフ アンド	あり ()	日経225 TOPIX	ブル・ペア 型
一般						
大型株	年2回	日本				
中小型株	年4回	北米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 (NOMURA -BPI総合)	条件付運用 型
債券						
一般	年6回 (隔月)	欧州				ロング・シ ョート型/
公債						
社債		アジア				絶対収益追 求型
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア				
クレジット属 性						その他 ()
()	日々	中南米				
不動産投信	その他 ()	アフリカ				
その他資産						
(投資信託証券		中近東 (中東)				
(債券一 般))		エマージン グ				
資産複合 ()						
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

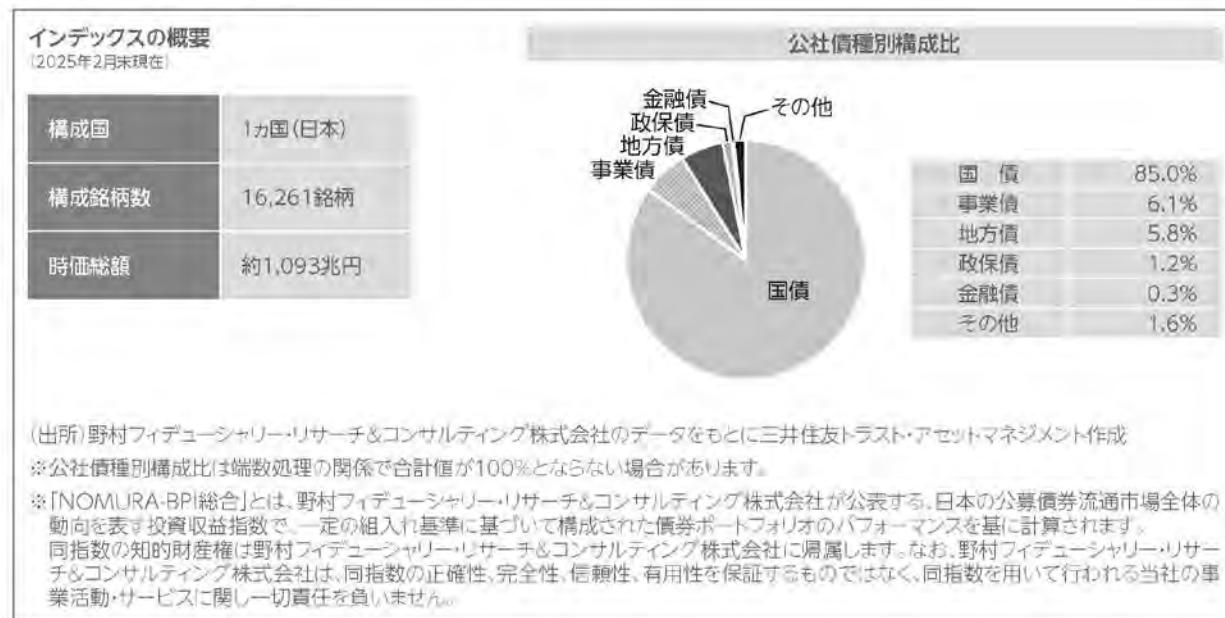
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

<ファンドの特色>

わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

NOMURA-BPI総合とは



マザーファンドの投資プロセス

投資ユニバース

日本の公社債

ベンチマーク分析

ベンチマーク構成の計算に必要な各種データを取得し、正確なベンチマークデータを推計
クレジット分析をもとに、一般債の保有・非保有を判断

ポートフォリオ分析

ベンチマークとポートフォリオの属性乖離状況を把握

リバランス案の作成

ベンチマークとポートフォリオの属性乖離状況を極小化すべく、銘柄選択し、リバランス案を作成

ポートフォリオ構築 キャッシュマネジメント

最良執行に留意し、現物・先物の売買を実行

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



※各ファンドの純資産総額(2025年2月末現在)

ベビーファンド:9.43億円、マザーファンド:4,063.89億円

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 外貨建資産への投資は行いません。
- 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限ることとし、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

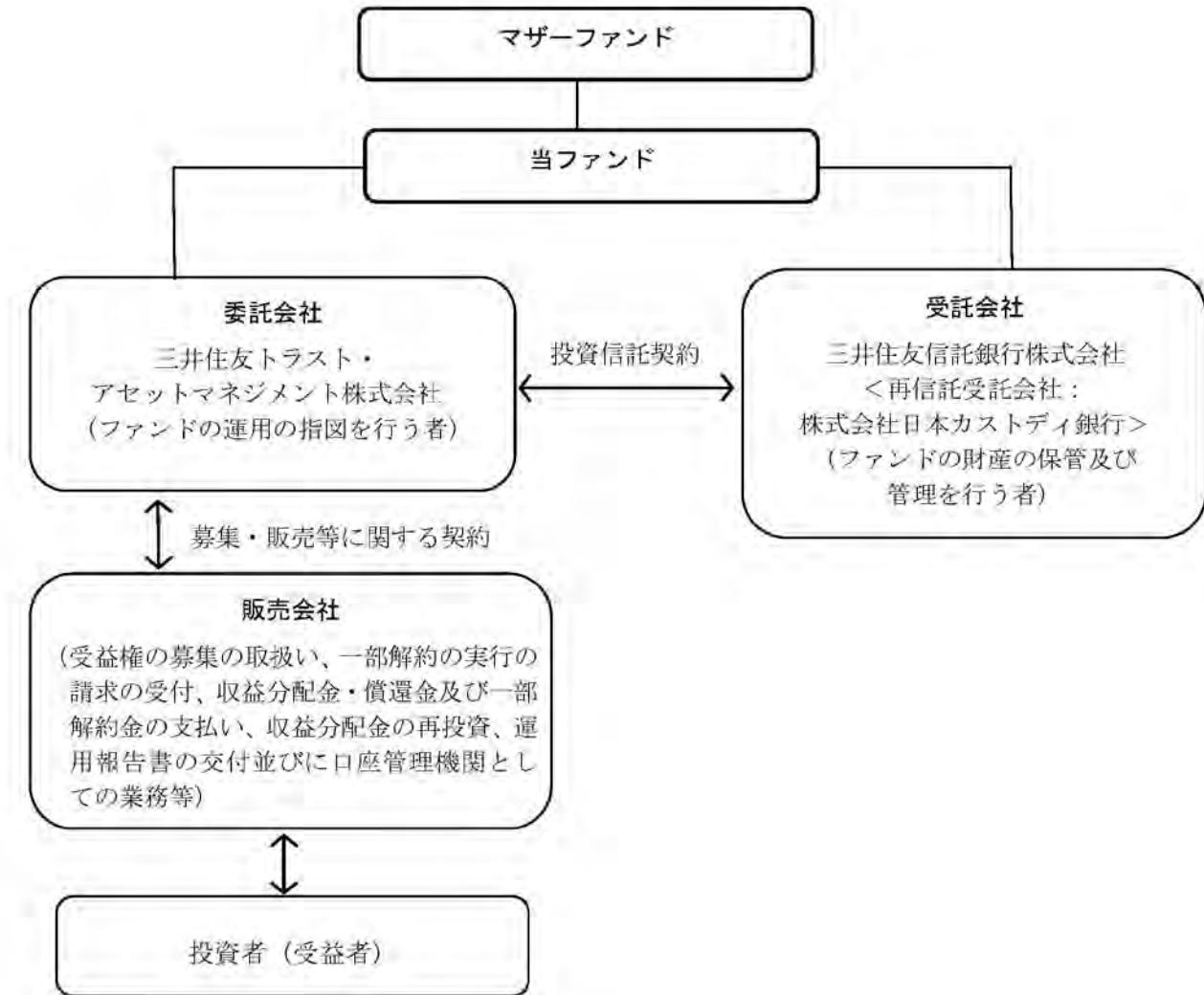
(2) 【ファンドの沿革】

2001年1月23日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

2012年4月1日 当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継
当ファンドの名称を中央三井日本債券インデックスファンドから日本債券インデックスファンドに変更
当ファンドの主要投資対象である中央三井日本債券マザーファンドの名称を日本債券マザーファンドに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2025年2月28日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 運用方針

当ファンドは、わが国の公社債に投資する日本債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

なお、公社債等に直接投資することもあります。

② 投資態度

A. 公社債への実質投資は、わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

B. 公社債等への実質投資割合は、原則として高位を保ちます。ただし、当ファンドの設定当初や解約・償還への対応などの事情により変更することもあります。

C. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。

D. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

E. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限ります。）

3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）

4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）

B. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをおいいます。）
6. 転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から7. までの証券又は証書の性質を有するもの
9. 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
10. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記6. の証券又は証書及び上記8. の証券又は証書のうち上記6. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記1. から5. までの証券及び上記8. の証券又は証書のうち上記1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. の証券及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

- A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- B. 金融商品による運用の特例

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「日本債券マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

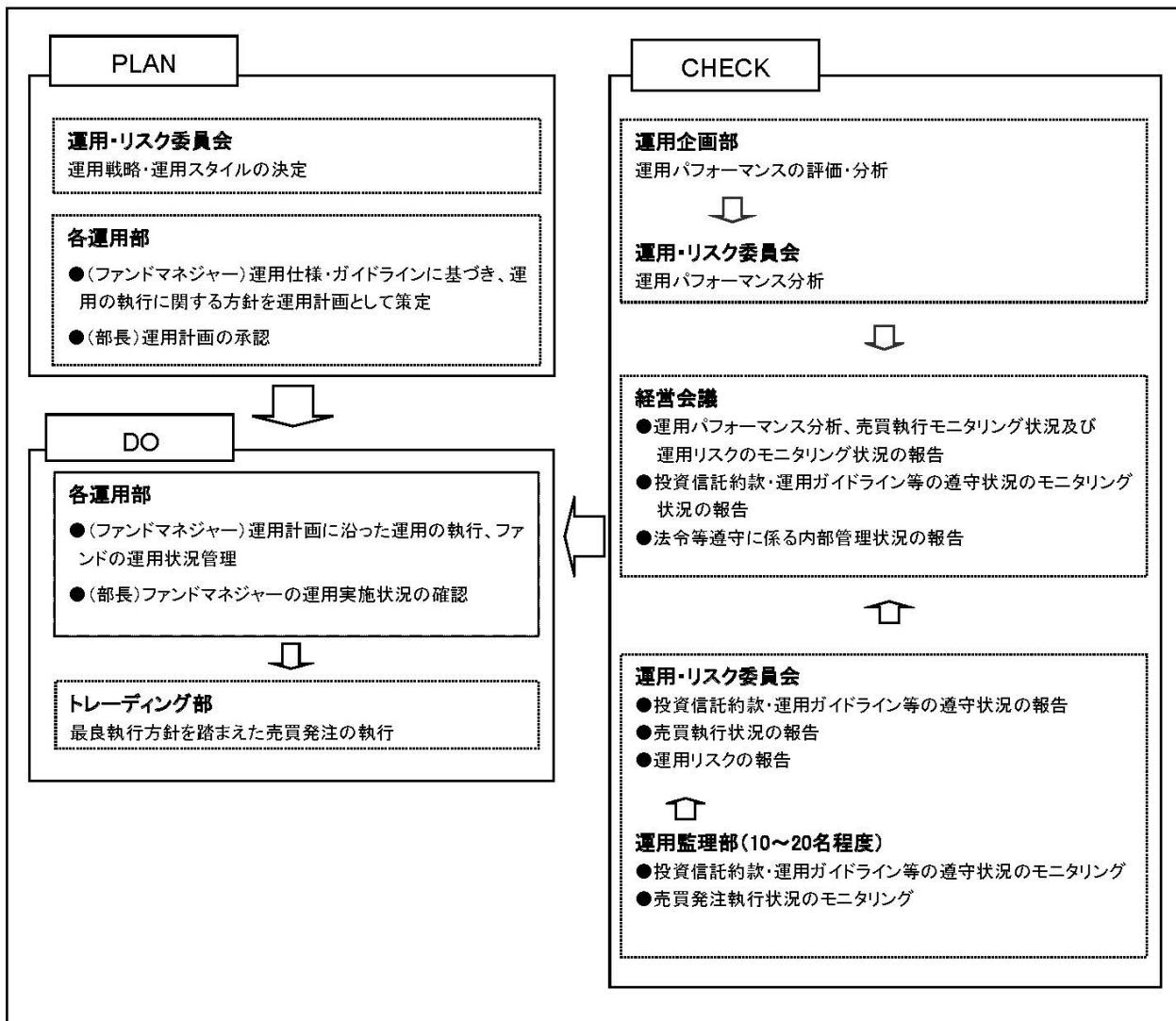
- ① わが国の公社債に投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することができます。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ④ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うこと目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とし

ます。

- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

<約款に定める投資制限>

A. 株式への投資割合

委託会社は、株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、取得時において実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

B. 同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

C. 転換社債等への投資割合

委託会社は、転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D. 外貨建資産への投資割合

委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。

E. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

F. 投資する株式の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

G. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

H. スワップ取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものと

します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

I. 金利先渡取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。

ロ. 金利先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

J. 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 上記イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

K. 公社債の空売り

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

L. 公社債の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ. 上記イ. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ. 上記イ. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

M. 一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託

財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

N. 再投資の指図

委託会社は、上記M. の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

O. 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

P. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

Q. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

R. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ① ファンドは、NOMURA-BPI 総合と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ④ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとな

る可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

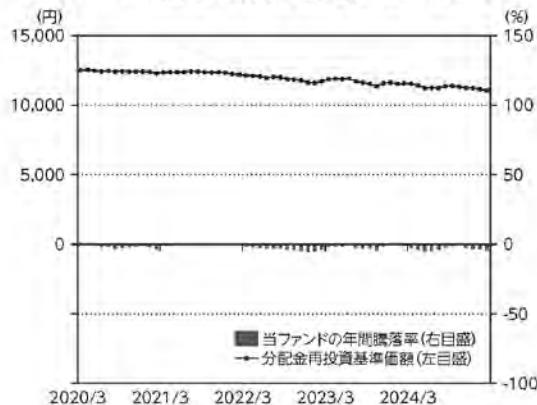
(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

[参考情報]

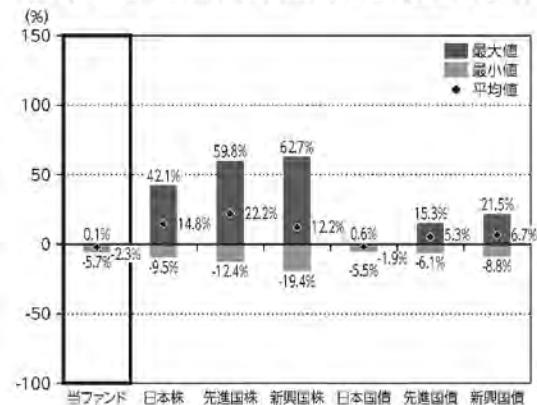
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2020年3月～2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指標について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPXが研究等から公表するまで、日本の株式市場を元に開設するとともに、投資家や会員としての権利を有するマーケット・ベンチマークで、浮動平均ベースの価幅指標で算出される。配当込み指数は、配当金をも考慮して算出した指標指標です。同指標の資本収益及び同指標による構成又は構成は、株式会社JPX研究所が運営するJPX株価指数の構成会員(以下、「JPX」という。)の相場指標であり、指標の構成、信託権の会員、利潤など同指標に関するすべての権利、ノウハウ及び同指標に係る権利又は同指標に付随するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の資本収益は会員が負担し、運営又は二重に削除され、責任を負いません。本指標はJPXによって運営され、保証又は時限されるものではなく、本高規格設計の、取引及びデータ保存活動に注力するかかる運営に対してJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIワールドインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIワールドインデックスとは、MSCI Inc.が監視した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す指標指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また、配当込み指標は、配当收益を考慮して算出した株価指標です。同指標に基づく資本収益の利潤率及び他の一切の利潤はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCI EM(マージン、マーケット・インデックス) (配当込み、円ベース)	MSCI EM(マージン、マーケット・インデックス)とは、MSCI Inc.が監視した世界の新興国株式市場の動きを表す指標指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また、配当込み指標は、配当收益を考慮して算出した株価指標です。同指標に基づく資本収益の利潤率及び他の一切の利潤はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィナンシャルリースング株式会社が公表する、日本で発行された公募固定利付債券の市場全体の動向を示す投資収益率指標で、一括の割り戻し利益に基づいて構成された巨額ボートポートのリターンを算出する指標です。同指標の既約的取扱いは野村アドバイザリー・リサーチ、インサルティング株式会社が運営します。なお、野村フィナンシャルリースング・コンサルティングが、指標に同指標の正確性、完全性、信頼性、透明性を保証するとのべなく、同指標を用いて行われた会員の意思活動・サービスに關心し責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (高水準) (円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LCCにより算出されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LCCは、本ファンドのスパンナーではなく、本ファンドの推進、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、活用度の高い目的で算出しており、FTSE Fixed Income LCCによらずデータの正確性及び完全性を保証せず、またデータの変更、削除又は遮断につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する皆様の判断的判断その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LCCに帰属します。
新興国債 JP Morgan サバーブ・ボンド・インデックス・マージン・スマート・ブレイン・ファンド(円ベース)	本指標は、信託性が高いとみなされる指標に基づいて算出されています。JP Morganはその正確性・正確性を保証するものではありません。本指標は、JP Morganが算出する指標による算出結果を算出し、本指標を複製・使用・販売することができるかもしれません。Copyright 2014 JP Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込受付日の基準価額に、1.1%（税抜 1.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。また、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るために、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.407%（税抜 0.37%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.154% (税抜 0.14%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.209% (税抜 0.19%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.044% (税抜 0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月

終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、投資信託財産から收受する信託報酬中より委託会社が支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料
先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率 (内 訳)
2037年12月31日まで	20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税 15%、住民税 5%)

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

二. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 (所得税のみ)
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

③個別元本について

イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合があるので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元

本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年2月28日現在のもので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(1+2)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.40%	0.40%	0.00%

※対象期間は2024年1月23日～2025年1月22日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は、2025年2月28日現在の状況について記載しております。

【日本債券インデックスファンド】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	942,118,235	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	470,714	0.05
合計(純資産総額)		942,588,949	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	日本債券マザーファンド	750,691,821	1.2666	950,896,087	1.2550	942,118,235	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期計算期間末	(2016年1月22日)	2,717,916,134	2,717,916,134	12,172	12,172
第16期計算期間末	(2017年1月23日)	1,503,562,218	1,503,562,218	12,387	12,387

第 17 期計算期間末	(2018 年 1 月 22 日)	1,302,373,610	1,302,373,610	12,353	12,353
第 18 期計算期間末	(2019 年 1 月 22 日)	1,255,260,760	1,255,260,760	12,458	12,458
第 19 期計算期間末	(2020 年 1 月 22 日)	1,290,626,352	1,290,626,352	12,537	12,537
第 20 期計算期間末	(2021 年 1 月 22 日)	1,203,803,859	1,203,803,859	12,376	12,376
第 21 期計算期間末	(2022 年 1 月 24 日)	1,118,117,977	1,118,117,977	12,276	12,276
第 22 期計算期間末	(2023 年 1 月 23 日)	1,026,220,709	1,026,220,709	11,676	11,676
第 23 期計算期間末	(2024 年 1 月 22 日)	1,002,810,512	1,002,810,512	11,589	11,589
第 24 期計算期間末	(2025 年 1 月 22 日)	970,485,338	970,485,338	11,159	11,159
	2024 年 2 月末日	999,381,762	—	11,551	—
	3 月末日	993,190,133	—	11,533	—
	4 月末日	991,050,149	—	11,397	—
	5 月末日	978,160,381	—	11,210	—
	6 月末日	974,057,970	—	11,235	—
	7 月末日	973,324,710	—	11,219	—
	8 月末日	986,692,180	—	11,345	—
	9 月末日	992,262,972	—	11,371	—
	10 月末日	985,314,470	—	11,308	—
	11 月末日	975,894,618	—	11,227	—
	12 月末日	975,952,285	—	11,211	—
	2025 年 1 月末日	960,633,726	—	11,125	—
	2 月末日	942,588,949	—	11,047	—

②【分配の推移】

	期 間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 15 期計算期間	2015 年 1 月 23 日～2016 年 1 月 22 日	0
第 16 期計算期間	2016 年 1 月 23 日～2017 年 1 月 23 日	0
第 17 期計算期間	2017 年 1 月 24 日～2018 年 1 月 22 日	0
第 18 期計算期間	2018 年 1 月 23 日～2019 年 1 月 22 日	0
第 19 期計算期間	2019 年 1 月 23 日～2020 年 1 月 22 日	0
第 20 期計算期間	2020 年 1 月 23 日～2021 年 1 月 22 日	0
第 21 期計算期間	2021 年 1 月 23 日～2022 年 1 月 24 日	0
第 22 期計算期間	2022 年 1 月 25 日～2023 年 1 月 23 日	0
第 23 期計算期間	2023 年 1 月 24 日～2024 年 1 月 22 日	0
第 24 期計算期間	2024 年 1 月 23 日～2025 年 1 月 22 日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率 (%)
第 15 期計算期間	2015 年 1 月 23 日～2016 年 1 月 22 日	1.1
第 16 期計算期間	2016 年 1 月 23 日～2017 年 1 月 23 日	1.8
第 17 期計算期間	2017 年 1 月 24 日～2018 年 1 月 22 日	△0.3
第 18 期計算期間	2018 年 1 月 23 日～2019 年 1 月 22 日	0.8
第 19 期計算期間	2019 年 1 月 23 日～2020 年 1 月 22 日	0.6
第 20 期計算期間	2020 年 1 月 23 日～2021 年 1 月 22 日	△1.3
第 21 期計算期間	2021 年 1 月 23 日～2022 年 1 月 24 日	△0.8
第 22 期計算期間	2022 年 1 月 25 日～2023 年 1 月 23 日	△4.9
第 23 期計算期間	2023 年 1 月 24 日～2024 年 1 月 22 日	△0.7
第 24 期計算期間	2024 年 1 月 23 日～2025 年 1 月 22 日	△3.7

(注 1) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に 100 を乗じて得た数字です。

(注 2) 小数第 2 位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第 15 期計算期間	2015 年 1 月 23 日～2016 年 1 月 22 日	406,193,598	819,773,048	2,232,939,061
第 16 期計算期間	2016 年 1 月 23 日～2017 年 1 月 23 日	506,638,286	1,525,706,350	1,213,870,997
第 17 期計算期間	2017 年 1 月 24 日～2018 年 1 月 22 日	160,934,606	320,539,461	1,054,266,142
第 18 期計算期間	2018 年 1 月 23 日～2019 年 1 月 22 日	137,069,558	183,745,278	1,007,590,422
第 19 期計算期間	2019 年 1 月 23 日～2020 年 1 月 22 日	124,853,230	103,021,325	1,029,422,327
第 20 期計算期間	2020 年 1 月 23 日～2021 年 1 月 22 日	108,135,573	164,828,863	972,729,037
第 21 期計算期間	2021 年 1 月 23 日～2022 年 1 月 24 日	71,305,168	133,240,390	910,793,815
第 22 期計算期間	2022 年 1 月 25 日～2023 年 1 月 23 日	82,214,958	114,080,238	878,928,535
第 23 期計算期間	2023 年 1 月 24 日～2024 年 1 月 22 日	125,260,699	138,852,194	865,337,040
第 24 期計算期間	2024 年 1 月 23 日～2025 年 1 月 22 日	130,522,500	126,149,159	869,710,381

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	343,629,630,110	84.56
地方債証券	日本	20,602,554,024	5.07
特殊債券	日本	21,467,127,389	5.28
	国際機関	198,066,000	0.05
	小計	21,665,193,389	5.33

社債券	日本	17,955,828,000	4.42
	フランス	990,479,000	0.24
	韓国	99,512,000	0.02
	小計	19,045,819,000	4.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,445,491,242	0.36
合計(純資産総額)		406,388,687,765	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第376回利付国債 (10年)	4,210,000,000	97.53	4,106,013,000	96.11	4,046,273,100	0.900	2034/9/20	1.00
日本	国債証券	第368回利付国債 (10年)	4,285,000,000	94.17	4,035,398,750	93.20	3,993,834,250	0.200	2032/9/20	0.98
日本	国債証券	第370回利付国債 (10年)	4,206,000,000	95.55	4,018,951,000	94.75	3,985,563,540	0.500	2033/3/20	0.98
日本	国債証券	第360回利付国債 (10年)	4,135,000,000	95.70	3,957,274,900	95.04	3,929,986,700	0.100	2030/9/20	0.97
日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	3,890,000,000	98.04	3,813,833,800	97.72	3,801,658,100	0.100	2028/3/20	0.94
日本	国債証券	第363回利付国債 (10年)	4,015,000,000	94.98	3,813,458,600	94.24	3,784,057,200	0.100	2031/6/20	0.93
日本	国債証券	第345回利付国債 (10年)	3,790,000,000	98.93	3,749,674,400	98.82	3,745,581,200	0.100	2026/12/20	0.92
日本	国債証券	第344回利付国債 (10年)	3,630,000,000	99.10	3,597,547,800	99.01	3,594,353,400	0.100	2026/9/20	0.88
日本	国債証券	第343回利付国債 (10年)	3,570,000,000	99.28	3,544,579,300	99.23	3,542,653,800	0.100	2026/6/20	0.87
日本	国債証券	第346回利付国債 (10年)	3,515,000,000	98.77	3,471,775,400	98.63	3,466,844,500	0.100	2027/3/20	0.85
日本	国債証券	第359回利付国債 (10年)	3,620,000,000	95.92	3,472,485,000	95.30	3,449,968,600	0.100	2030/6/20	0.85
日本	国債証券	第373回利付国債 (10年)	3,570,000,000	95.82	3,420,774,000	94.50	3,373,971,300	0.600	2033/12/20	0.83
日本	国債証券	第365回利付国債 (10年)	3,490,000,000	94.42	3,295,258,000	93.64	3,268,140,700	0.100	2031/12/20	0.80
日本	国債証券	第149回利付国債 (5年)	3,225,000,000	98.95	3,191,137,500	98.87	3,188,654,250	0.005	2026/9/20	0.78
日本	国債証券	第374回利付国債 (10年)	3,265,000,000	97.20	3,173,594,600	95.87	3,130,318,750	0.800	2034/3/20	0.77
日本	国債証券	第357回利付国債 (10年)	3,250,000,000	96.29	3,129,570,800	95.81	3,113,890,000	0.100	2029/12/20	0.77
日本	国債証券	第347回利付国債 (10年)	3,125,000,000	98.61	3,081,718,750	98.40	3,075,250,000	0.100	2027/6/20	0.76
日本	国債証券	第364回利付国債 (10年)	3,165,000,000	94.70	2,997,476,550	93.94	2,973,422,550	0.100	2031/9/20	0.73
日本	国債証券	第362回利付国債 (10年)	3,040,000,000	95.25	2,895,660,800	94.51	2,873,347,200	0.100	2031/3/20	0.71

日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	3,000,000,000	95.43	2,863,066,000	94.78	2,843,400,000	0.100	2030/12/20	0.70
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	2,910,000,000	96.59	2,810,803,800	96.10	2,796,597,300	0.100	2029/9/20	0.69
日本	国債証券	第366回利付国債(10年)	2,968,000,000	94.66	2,809,678,400	93.99	2,789,652,880	0.200	2032/3/20	0.69
日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	2,860,000,000	97.58	2,790,816,600	97.19	2,779,834,200	0.100	2028/9/20	0.68
日本	国債証券	第375回利付国債(10年)	2,830,000,000	99.61	2,819,161,100	98.17	2,778,409,100	1.100	2034/6/20	0.68
日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	2,860,000,000	97.34	2,784,152,800	96.91	2,771,854,800	0.100	2028/12/20	0.68
日本	国債証券	第371回利付国債(10年)	2,960,000,000	94.79	2,805,784,000	93.60	2,770,826,400	0.400	2033/6/20	0.68
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	2,855,000,000	97.08	2,771,680,400	96.63	2,758,815,050	0.100	2029/3/20	0.68
日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	2,830,000,000	96.83	2,740,289,000	96.37	2,727,271,000	0.100	2029/6/20	0.67
日本	国債証券	第148回利付国債(5年)	2,750,000,000	99.15	2,726,790,000	99.11	2,725,552,500	0.005	2026/6/20	0.67
日本	国債証券	第150回利付国債(5年)	2,760,000,000	98.75	2,725,693,200	98.65	2,722,988,400	0.005	2026/12/20	0.67

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

四、種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	84.56
地方債証券	5.07
特殊債券	5.33
社債券	4.69
合計	99.64

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

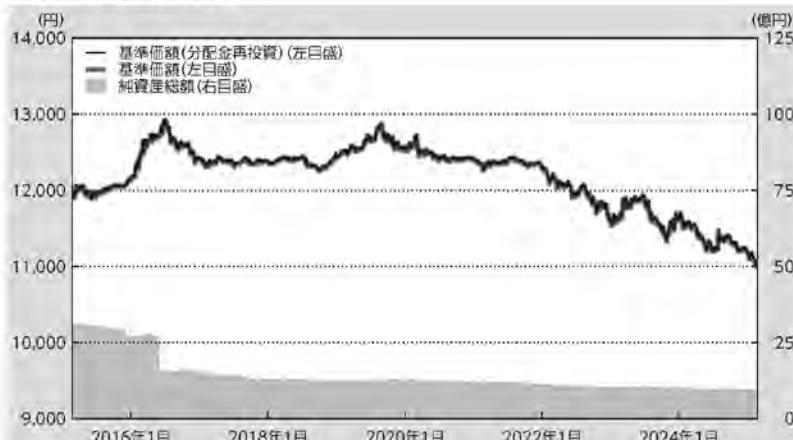


運用実績

当初設定日：2001年1月23日

作成基準日：2025年2月28日

基準価額・純資産の推移



基準価額 11,047円

純資産総額 9.43億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年1月	0円
2022年1月	0円
2023年1月	0円
2024年1月	0円
2025年1月	0円
設定来 分配金合計額	10円

*運用状況によっては、分配金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

*基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

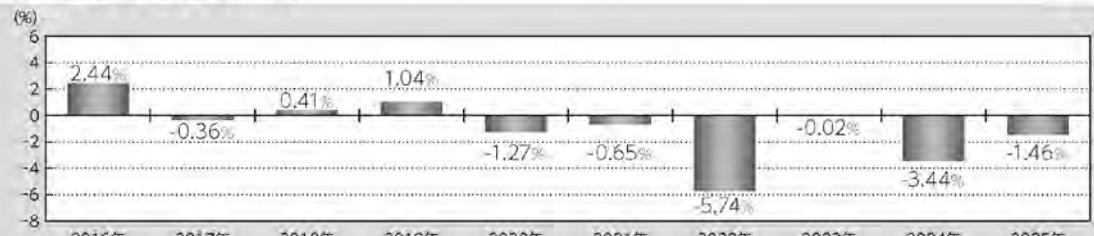
*上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
第376回利付国債(10年)	日本	国債	0.900%	2034/09/20	1.0%
第368回利付国債(10年)	日本	国債	0.200%	2032/09/20	1.0%
第370回利付国債(10年)	日本	国債	0.500%	2033/03/20	1.0%
第360回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2030/09/20	1.0%
第350回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2028/03/20	0.9%
第363回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2031/06/20	0.9%
第345回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2026/12/20	0.9%
第344回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2026/09/20	0.9%
第343回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2026/06/20	0.9%
第346回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2027/03/20	0.9%

*実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間收益率の推移(暦年ベース)



*收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

*2025年は年初から作成基準日までの收益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」(※)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2 【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

公社債等

計算日における次のイ. からハ. までに掲げるいずれかの価額で評価します。

イ. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

ロ. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

ハ. 価格情報会社の提供する価額

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ (<https://www.smtam.jp/>) でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。（2001年1月23日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月23日から翌年1月22日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

(1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則

として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>

(1) 投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・ 受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。

④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
- 当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明ら

かにする方法により分別して管理することがあります。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④ 上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期計算期間(2024 年 1 月 23 日から 2025 年 1 月 22 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月3日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本債券インデックスファンドの2024年1月23日から2025年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本債券インデックスファンドの2025年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【日本債券インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 23 期 (2024 年 1 月 22 日現在)	第 24 期 (2025 年 1 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4, 191, 398	3, 365, 245
親投資信託受益証券	1, 002, 309, 725	969, 999, 886
未収入金	316, 412	2, 455, 640
未収利息	-	19
流動資産合計	1, 006, 817, 535	975, 820, 790
資産合計	1, 006, 817, 535	975, 820, 790
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1, 193, 006	2, 970, 106
未払受託者報酬	281, 413	244, 648
未払委託者報酬	2, 532, 602	2, 120, 698
未払利息	2	-
流動負債合計	4, 007, 023	5, 335, 452
負債合計	4, 007, 023	5, 335, 452
純資産の部		
元本等		
元本	865, 337, 040	869, 710, 381
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	137, 473, 472	100, 774, 957
(分配準備積立金)	29, 712, 896	28, 887, 396
元本等合計	1, 002, 810, 512	970, 485, 338
純資産合計	1, 002, 810, 512	970, 485, 338
負債純資産合計	1, 006, 817, 535	975, 820, 790

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2023年1月24日 至 2024年1月22日	第24期 自 2024年1月23日 至 2025年1月22日
営業収益		
受取利息	7	3,216
有価証券売買等損益	$\triangle 2,508,717$	$\triangle 32,395,101$
営業収益合計	$\triangle 2,508,710$	$\triangle 32,391,885$
営業費用		
支払利息	977	9
受託者報酬	564,580	515,250
委託者報酬	5,080,997	4,556,108
営業費用合計	5,646,554	5,071,367
営業利益又は営業損失（△）	$\triangle 8,155,264$	$\triangle 37,463,252$
経常利益又は経常損失（△）	$\triangle 8,155,264$	$\triangle 37,463,252$
当期純利益又は当期純損失（△）	$\triangle 8,155,264$	$\triangle 37,463,252$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	$\triangle 422,249$	$\triangle 2,725,948$
期首剩余金又は期首次損金（△）	147,292,174	137,473,472
剩余金増加額又は欠損金減少額	21,111,064	17,801,235
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	21,111,064	17,801,235
剩余金減少額又は欠損金増加額	23,196,751	19,762,446
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	23,196,751	19,762,446
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	$137,473,472$	$100,774,957$

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第 23 期 (2024 年 1 月 22 日現在)	第 24 期 (2025 年 1 月 22 日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	865, 337, 040 口	869, 710, 381 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 1, 1589 円 (11, 589 円)	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 1, 1159 円 (11, 159 円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第 23 期 自 2023 年 1 月 24 日 至 2024 年 1 月 22 日	分配金の計算過程		第 24 期 自 2024 年 1 月 23 日 至 2025 年 1 月 22 日	分配金の計算過程	
項目	A	2, 159, 949 円	項目	A	3, 066, 163 円
費用控除後の配当等収益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	159, 135, 849 円	収益調整金額	C	164, 191, 934 円
分配準備積立金額	D	27, 552, 947 円	分配準備積立金額	D	25, 821, 233 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188, 848, 745 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	193, 079, 330 円
当ファンドの期末残存口数	F	865, 337, 040 口	当ファンドの期末残存口数	F	869, 710, 381 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 182 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 220 円
1 万口当たり分配金額	H	－円	1 万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金額	I=F×H/10, 000	－円	収益分配金額	I=F×H/10, 000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第 24 期 自 2024 年 1 月 23 日 至 2025 年 1 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 24 期 (2025 年 1 月 22 日現在)
--	-------------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第23期 自 2023年1月24日 至 2024年1月22日	第24期 自 2024年1月23日 至 2025年1月22日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	878,928,535 円	865,337,040 円
期中追加設定元本額	125,260,699 円	130,522,500 円
期中一部解約元本額	138,852,194 円	126,149,159 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 (2024年1月22日現在)	第24期 (2025年1月22日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	306,188	△27,250,629
合計	306,188	△27,250,629

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	765,467,082	969,999,886	
	合計	765,467,082	969,999,886	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

日本債券マザーファンド

貸借対照表

		2025年1月22日現在
項目	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	741,900,477	
国債証券	346,043,179,850	
地方債証券	21,098,455,576	
特殊債券	22,288,813,700	
社債券	18,867,744,000	
未収入金	308,116,800	
未収利息	824,349,886	
前払費用	32,061,537	
流動資産合計	410,204,621,826	
資産合計	410,204,621,826	
負債の部		
流動負債		
未払金	397,360,000	
未払解約金	307,779,608	
流動負債合計	705,139,608	
負債合計	705,139,608	
純資産の部		
元本等		
元本	323,165,246,254	
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	86,334,235,964	
元本等合計	409,499,482,218	
純資産合計	409,499,482,218	
負債純資産合計	410,204,621,826	

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2025年1月22日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2025年1月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	323,165,246,254口
2. 担保資産	先物取引に係る差入委託証拠金の代用として、担保に供している資産は次の通りであります。 有価証券
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 98,042,000円 1,2672円 (12,672円)

(注) 担保資産の有価証券は、「国債証券」であります。上記金額には、約定未受渡債券を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2025年1月22日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2025年1月22日現在
--	--------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2025年1月22日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年1月23日
期首元本額	310,651,503,258円
期中追加設定元本額	43,993,253,895円
期中一部解約元本額	31,479,510,899円
期末元本額	323,165,246,254円
期末元本額の内訳	
日本債券インデックスファンド	765,467,082円
DC日本債券インデックスファンド	1,676,343,599円
DC日本債券インデックスファンドL	44,500,157,423円
DCバランスファンド30	14,339,657,744円
DCバランスファンド50	11,463,393,819円
DCバランスファンド70	3,819,861,590円
日本債券インデックスe	815,690,434円
インデックスコレクション（国内債券）	37,853,578,376円
インデックスコレクション（バランス株式30）	78,355,966,712円
インデックスコレクション（バランス株式50）	12,228,808,366円
インデックスコレクション（バランス株式70）	6,254,521,965円
私募日本債券パッシブファンド（適格機関投資家専用）	56,631,709,211円
日本債券パッシブファンド私募A（適格機関投資家専用）	6,769,102,175円
バランスVA30（適格機関投資家専用）	103,676,525円
バランスVA50（適格機関投資家専用）	650,314,008円
VAバランスファンド（株25／100）（適格機関投資家専用）	109,889,023円
VAバランスファンド（株50／100）（適格機関投資家専用）	93,417,167円
VAバランスファンド（株60／100）（適格機関投資家専用）	95,270,969円
バランスVA25（適格機関投資家専用）	1,948,708,575円
バランスVA37.5（適格機関投資家専用）	956,808,615円
バランスVA50L（適格機関投資家専用）	11,382,562,719円
バランスVA75（適格機関投資家専用）	171,088,122円
VAバランスファンド（株40／100）（適格機関投資家専用）	193,727,763円
VAポートフォリオ40（適格機関投資家専用）	2,853,564,850円

VAポートフォリオ20 (適格機関投資家専用)	115,879,455 円
バランスVA40 (適格機関投資家専用)	341,273,334 円
バランスファンドVA (適格機関投資家専用)	3,030,459,538 円
VAバランスファンド2 (株40/100) (適格機関投資家専用)	291,594,410 円
VAバランス50-50 (適格機関投資家専用)	760,047,132 円
VAファンド25 (適格機関投資家専用)	24,051,743 円
バランスファンドVA2 (適格機関投資家専用)	2,592,632,646 円
バランスVA25L (適格機関投資家専用)	1,248,497,368 円
バランスファンドVA3 (適格機関投資家専用)	19,719,400,690 円
世界バランスVA25 (適格機関投資家専用)	387,346,947 円
国内バランスVA30 (適格機関投資家専用)	86,586,063 円
国内バランスVA25 (適格機関投資家専用)	37,420,576 円
VAバランス20-80 (適格機関投資家専用)	492,791,850 円
私募日本債券インデックスファンドAL (適格機関投資家専用)	3,977,670 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年1月22日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△13,739,268,840
地方債証券	△665,801,448
特殊債券	△767,352,843
社債券	△443,866,000
合計	△15,616,289,131

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「日本債券マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第457回利付国債(2年)	990,000,000	985,604,400	
	第458回利付国債(2年)	740,000,000	737,121,400	
	第459回利付国債(2年)	110,000,000	109,525,900	
	第460回利付国債(2年)	1,270,000,000	1,265,516,900	
	第461回利付国債(2年)	760,000,000	757,955,600	
	第462回利付国債(2年)	1,160,000,000	1,156,357,600	
	第463回利付国債(2年)	1,570,000,000	1,564,442,200	

第464回利付国債（2年）	1,640,000,000	1,633,472,800	
第465回利付国債（2年）	780,000,000	776,614,800	
第466回利付国債（2年）	960,000,000	957,139,200	
第467回利付国債（2年）	100,000,000	99,853,000	
第147回利付国債（5年）	4,170,000,000	4,143,437,100	
第148回利付国債（5年）	2,750,000,000	2,726,790,000	
第149回利付国債（5年）	3,225,000,000	3,191,137,500	
第150回利付国債（5年）	2,760,000,000	2,725,693,200	
第151回利付国債（5年）	2,010,000,000	1,981,397,700	
第152回利付国債（5年）	1,315,000,000	1,298,943,850	
第153回利付国債（5年）	2,725,000,000	2,681,127,500	
第154回利付国債（5年）	2,805,000,000	2,761,073,700	
第155回利付国債（5年）	1,770,000,000	1,749,078,600	
第156回利付国債（5年）	1,730,000,000	1,704,620,900	
第157回利付国債（5年）	1,180,000,000	1,160,541,800	
第158回利付国債（5年）	1,520,000,000	1,490,238,400	
第159回利付国債（5年）	390,000,000	381,517,500	
第160回利付国債（5年）	2,020,000,000	1,982,771,400	
第161回利付国債（5年）	1,030,000,000	1,014,436,700	
第162回利付国債（5年）	740,000,000	727,494,000	
第163回利付国債（5年）	2,425,000,000	2,392,650,500	
第164回利付国債（5年）	985,000,000	962,601,100	
第165回利付国債（5年）	1,580,000,000	1,550,059,000	
第166回利付国債（5年）	1,010,000,000	994,688,400	
第167回利付国債（5年）	610,000,000	599,709,300	
第168回利付国債（5年）	470,000,000	465,845,200	
第169回利付国債（5年）	1,610,000,000	1,589,295,400	
第170回利付国債（5年）	1,065,000,000	1,054,137,000	
第171回利付国債（5年）	2,300,000,000	2,256,990,000	
第173回利付国債（5年）	500,000,000	494,285,000	
第174回利付国債（5年）	2,440,000,000	2,423,042,000	
第1回利付国債（40年）	320,000,000	341,065,600	
第2回利付国債（40年）	560,000,000	574,028,000	
第3回利付国債（40年）	555,000,000	565,528,350	
第4回利付国債（40年）	915,000,000	923,427,150	
第5回利付国債（40年）	545,000,000	523,799,500	

第6回利付国債（40年）	830,000,000	775,253,200	
第7回利付国債（40年）	990,000,000	875,635,200	
第8回利付国債（40年）	910,000,000	739,165,700	
第9回利付国債（40年）	1,570,000,000	914,132,500	
第10回利付国債（40年）	1,270,000,000	869,061,000	
第11回利付国債（40年）	1,080,000,000	704,386,800	
第12回利付国債（40年）	970,000,000	553,908,800	
第13回利付国債（40年）	1,420,000,000	790,954,200	
第14回利付国債（40年）	1,545,000,000	910,545,750	
第15回利付国債（40年）	1,861,000,000	1,202,820,130	
第16回利付国債（40年）	1,550,000,000	1,089,944,500	
第17回利付国債（40年）	1,370,000,000	1,249,124,900	
第342回利付国債（10年）	4,240,000,000	4,217,612,800	
第343回利付国債（10年）	3,370,000,000	3,346,039,300	
第344回利付国債（10年）	3,630,000,000	3,597,547,800	
第345回利付国債（10年）	3,790,000,000	3,749,674,400	
第346回利付国債（10年）	3,545,000,000	3,501,715,550	
第347回利付国債（10年）	3,125,000,000	3,081,718,750	
第348回利付国債（10年）	2,640,000,000	2,598,657,600	
第349回利付国債（10年）	2,670,000,000	2,623,221,600	
第350回利付国債（10年）	3,890,000,000	3,813,833,800	代用有価証券 100,000,000円
第351回利付国債（10年）	1,840,000,000	1,799,980,000	
第352回利付国債（10年）	2,860,000,000	2,790,816,600	
第353回利付国債（10年）	2,860,000,000	2,784,152,800	
第354回利付国債（10年）	2,885,000,000	2,800,988,800	
第355回利付国債（10年）	3,030,000,000	2,934,100,500	
第356回利付国債（10年）	3,050,000,000	2,946,178,000	
第357回利付国債（10年）	2,880,000,000	2,775,628,800	
第358回利付国債（10年）	2,780,000,000	2,672,441,800	
第359回利付国債（10年）	3,620,000,000	3,472,485,000	
第360回利付国債（10年）	3,895,000,000	3,728,255,050	
第361回利付国債（10年）	2,780,000,000	2,654,510,800	
第362回利付国債（10年）	3,040,000,000	2,895,660,800	
第363回利付国債（10年）	4,055,000,000	3,851,520,100	
第364回利付国債（10年）	3,165,000,000	2,997,476,550	

第365回利付国債（10年）	3,600,000,000	3,399,444,000	
第366回利付国債（10年）	2,738,000,000	2,596,089,460	
第367回利付国債（10年）	2,690,000,000	2,542,480,400	
第368回利付国債（10年）	4,285,000,000	4,035,398,750	
第369回利付国債（10年）	3,060,000,000	2,941,394,400	
第370回利付国債（10年）	3,076,000,000	2,948,930,440	
第371回利付国債（10年）	3,050,000,000	2,891,278,000	
第372回利付国債（10年）	2,900,000,000	2,835,707,000	
第373回利付国債（10年）	3,600,000,000	3,449,772,000	
第374回利付国債（10年）	3,155,000,000	3,068,616,100	
第375回利付国債（10年）	2,830,000,000	2,819,161,100	
第376回利付国債（10年）	4,310,000,000	4,203,543,000	
第1回利付国債（30年）	50,000,000	54,441,000	
第2回利付国債（30年）	100,000,000	107,595,000	
第3回利付国債（30年）	140,000,000	150,371,200	
第4回利付国債（30年）	190,000,000	211,675,200	
第5回利付国債（30年）	180,000,000	194,283,000	
第6回利付国債（30年）	205,000,000	224,915,750	
第7回利付国債（30年）	130,000,000	142,255,100	
第9回利付国債（30年）	180,000,000	185,274,000	
第10回利付国債（30年）	170,000,000	170,894,200	
第11回利付国債（30年）	375,000,000	394,586,250	
第12回利付国債（30年）	430,000,000	466,571,500	
第13回利付国債（30年）	130,000,000	140,000,900	
第14回利付国債（30年）	350,000,000	388,969,000	
第15回利付国債（30年）	370,000,000	414,681,200	
第16回利付国債（30年）	335,000,000	375,615,400	
第17回利付国債（30年）	405,000,000	450,420,750	
第18回利付国債（30年）	420,000,000	463,491,000	
第19回利付国債（30年）	345,000,000	380,631,600	
第20回利付国債（30年）	250,000,000	280,840,000	
第21回利付国債（30年）	405,000,000	446,885,100	
第22回利付国債（30年）	475,000,000	533,900,000	
第23回利付国債（30年）	430,000,000	483,169,500	
第24回利付国債（30年）	150,000,000	168,648,000	
第25回利付国債（30年）	185,000,000	203,969,900	

第26回利付国債（30年）	1,195,000,000	1,330,166,450	
第27回利付国債（30年）	890,000,000	1,000,101,900	
第28回利付国債（30年）	885,000,000	993,686,850	
第29回利付国債（30年）	780,000,000	865,456,800	
第30回利付国債（30年）	890,000,000	974,256,300	
第31回利付国債（30年）	970,000,000	1,047,173,200	
第32回利付国債（30年）	1,275,000,000	1,389,775,500	
第33回利付国債（30年）	1,540,000,000	1,611,071,000	
第34回利付国債（30年）	1,350,000,000	1,444,689,000	
第35回利付国債（30年）	1,370,000,000	1,423,347,800	
第36回利付国債（30年）	1,155,000,000	1,195,459,650	
第37回利付国債（30年）	1,560,000,000	1,586,208,000	
第38回利付国債（30年）	1,055,000,000	1,052,837,250	
第39回利付国債（30年）	825,000,000	835,246,500	
第40回利付国債（30年）	705,000,000	701,080,200	
第41回利付国債（30年）	655,000,000	638,998,350	
第42回利付国債（30年）	838,000,000	815,608,640	
第43回利付国債（30年）	865,000,000	839,274,900	
第44回利付国債（30年）	900,000,000	871,119,000	
第45回利付国債（30年）	922,000,000	860,650,120	
第46回利付国債（30年）	1,250,000,000	1,163,562,500	
第47回利付国債（30年）	1,145,000,000	1,081,761,650	
第48回利付国債（30年）	1,020,000,000	926,466,000	
第49回利付国債（30年）	1,050,000,000	950,806,500	
第50回利付国債（30年）	1,225,000,000	979,546,750	
第51回利付国債（30年）	1,159,000,000	821,788,950	
第52回利付国債（30年）	1,160,000,000	858,144,800	
第53回利付国債（30年）	1,065,000,000	802,424,250	
第54回利付国債（30年）	905,000,000	710,986,100	
第55回利付国債（30年）	1,035,000,000	809,628,750	
第56回利付国債（30年）	760,000,000	591,956,400	
第57回利付国債（30年）	1,030,000,000	798,806,200	
第58回利付国債（30年）	1,480,000,000	1,142,870,800	
第59回利付国債（30年）	1,030,000,000	772,788,400	
第60回利付国債（30年）	805,000,000	631,844,500	
第61回利付国債（30年）	885,000,000	658,953,300	

第62回利付国債（30年）	820,000,000	576,927,400	
第63回利付国債（30年）	1,120,000,000	762,910,400	
第64回利付国債（30年）	980,000,000	664,038,200	
第65回利付国債（30年）	960,000,000	646,579,200	
第66回利付国債（30年）	660,000,000	441,190,200	
第67回利付国債（30年）	900,000,000	632,835,000	
第68回利付国債（30年）	1,025,000,000	716,106,000	
第69回利付国債（30年）	1,085,000,000	775,482,050	
第70回利付国債（30年）	940,000,000	668,199,000	
第71回利付国債（30年）	920,000,000	650,394,000	
第72回利付国債（30年）	1,160,000,000	816,187,600	
第73回利付国債（30年）	1,095,000,000	766,226,250	
第74回利付国債（30年）	1,465,000,000	1,109,576,350	
第75回利付国債（30年）	1,043,000,000	851,213,160	
第76回利付国債（30年）	1,106,000,000	922,912,760	
第77回利付国債（30年）	1,022,000,000	892,808,980	
第78回利付国債（30年）	1,169,000,000	969,334,800	
第79回利付国債（30年）	890,000,000	698,979,300	
第80回利付国債（30年）	1,080,000,000	981,633,600	
第81回利付国債（30年）	1,175,000,000	1,015,435,000	
第82回利付国債（30年）	920,000,000	833,170,400	
第83回利付国債（30年）	1,200,000,000	1,187,280,000	
第84回利付国債（30年）	940,000,000	908,453,600	
第85回利付国債（20年）	360,000,000	366,372,000	
第86回利付国債（20年）	240,000,000	244,797,600	
第87回利付国債（20年）	170,000,000	173,204,500	
第88回利付国債（20年）	290,000,000	296,849,800	
第89回利付国債（20年）	320,000,000	327,110,400	
第90回利付国債（20年）	610,000,000	625,658,700	
第91回利付国債（20年）	310,000,000	318,466,100	
第92回利付国債（20年）	1,190,000,000	1,222,379,900	
第93回利付国債（20年）	200,000,000	205,668,000	
第94回利付国債（20年）	255,000,000	262,767,300	
第95回利付国債（20年）	950,000,000	986,651,000	
第96回利付国債（20年）	470,000,000	485,909,500	
第97回利付国債（20年）	570,000,000	592,537,800	

第98回利付国債（20年）	370,000,000	383,664,100	
第99回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,341,445,200	
第100回利付国債（20年）	660,000,000	690,221,400	
第101回利付国債（20年）	410,000,000	431,303,600	
第102回利付国債（20年）	1,010,000,000	1,065,863,100	
第103回利付国債（20年）	920,000,000	967,830,800	
第104回利付国債（20年）	260,000,000	271,788,400	
第105回利付国債（20年）	730,000,000	764,945,100	
第106回利付国債（20年）	400,000,000	420,572,000	
第107回利付国債（20年）	500,000,000	525,020,000	
第108回利付国債（20年）	925,000,000	964,275,500	
第109回利付国債（20年）	642,000,000	670,382,820	
第110回利付国債（20年）	515,000,000	541,908,750	
第111回利付国債（20年）	450,000,000	476,505,000	
第112回利付国債（20年）	880,000,000	928,083,200	
第113回利付国債（20年）	1,525,000,000	1,611,833,500	
第114回利付国債（20年）	470,000,000	497,786,400	
第115回利付国債（20年）	670,000,000	712,772,800	
第116回利付国債（20年）	330,000,000	352,080,300	
第117回利付国債（20年）	935,000,000	992,941,950	
第118回利付国債（20年）	450,000,000	476,743,500	
第119回利付国債（20年）	320,000,000	335,622,400	
第120回利付国債（20年）	445,000,000	462,007,900	
第121回利付国債（20年）	970,000,000	1,024,698,300	
第122回利付国債（20年）	100,000,000	105,071,000	
第123回利付国債（20年）	1,180,000,000	1,262,246,000	
第124回利付国債（20年）	650,000,000	691,652,000	
第125回利付国債（20年）	670,000,000	722,253,300	
第126回利付国債（20年）	590,000,000	628,940,000	
第127回利付国債（20年）	670,000,000	710,300,500	
第128回利付国債（20年）	755,000,000	801,447,600	
第129回利付国債（20年）	560,000,000	590,878,400	
第130回利付国債（20年）	1,040,000,000	1,098,791,200	
第131回利付国債（20年）	725,000,000	761,424,000	
第132回利付国債（20年）	710,000,000	746,202,900	
第133回利付国債（20年）	940,000,000	994,360,200	

第134回利付国債（20年）	725,000,000	767,303,750	
第135回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,356,615,600	
第136回利付国債（20年）	530,000,000	553,627,400	
第137回利付国債（20年）	780,000,000	820,474,200	
第138回利付国債（20年）	710,000,000	736,759,900	
第139回利付国債（20年）	645,000,000	674,005,650	
第140回利付国債（20年）	945,000,000	994,168,350	
第141回利付国債（20年）	945,000,000	994,196,700	
第142回利付国債（20年）	780,000,000	826,628,400	
第143回利付国債（20年）	1,270,000,000	1,326,438,800	
第144回利付国債（20年）	550,000,000	570,086,000	
第145回利付国債（20年）	1,750,000,000	1,841,402,500	
第146回利付国債（20年）	1,520,000,000	1,599,040,000	
第147回利付国債（20年）	1,605,000,000	1,674,159,450	
第148回利付国債（20年）	1,935,000,000	1,999,358,100	
第149回利付国債（20年）	1,900,000,000	1,960,591,000	
第150回利付国債（20年）	1,730,000,000	1,766,053,200	
第151回利付国債（20年）	1,585,000,000	1,585,697,400	
第152回利付国債（20年）	1,785,000,000	1,782,572,400	
第153回利付国債（20年）	1,615,000,000	1,624,673,850	
第154回利付国債（20年）	1,985,000,000	1,972,871,650	
第155回利付国債（20年）	1,715,000,000	1,665,848,100	
第156回利付国債（20年）	1,440,000,000	1,305,489,600	
第157回利付国債（20年）	1,460,000,000	1,286,420,600	
第158回利付国債（20年）	2,005,000,000	1,822,324,450	
第159回利付国債（20年）	1,920,000,000	1,758,739,200	
第160回利付国債（20年）	960,000,000	886,512,000	
第161回利付国債（20年）	1,670,000,000	1,516,760,800	
第162回利付国債（20年）	1,400,000,000	1,265,950,000	
第163回利付国債（20年）	1,635,000,000	1,471,892,400	
第164回利付国債（20年）	1,545,000,000	1,366,258,950	
第165回利付国債（20年）	1,335,000,000	1,174,840,050	
第166回利付国債（20年）	1,155,000,000	1,039,650,150	
第167回利付国債（20年）	1,520,000,000	1,324,512,800	
第168回利付国債（20年）	1,620,000,000	1,383,674,400	
第169回利付国債（20年）	1,375,000,000	1,150,242,500	

	第170回利付国債（20年）	1,415,000,000	1,177,025,300	
	第171回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,066,959,000	
	第172回利付国債（20年）	680,000,000	568,344,000	
	第173回利付国債（20年）	710,000,000	590,109,400	
	第174回利付国債（20年）	1,255,000,000	1,037,207,300	
	第175回利付国債（20年）	1,450,000,000	1,211,649,000	
	第176回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,072,067,400	
	第177回利付国債（20年）	1,325,000,000	1,076,416,750	
	第178回利付国債（20年）	1,630,000,000	1,340,397,900	
	第179回利付国債（20年）	1,855,000,000	1,517,816,650	
	第180回利付国債（20年）	1,930,000,000	1,656,403,200	
	第181回利付国債（20年）	1,605,000,000	1,395,066,000	
	第182回利付国債（20年）	1,535,000,000	1,375,360,000	
	第183回利付国債（20年）	1,513,000,000	1,420,449,790	
	第184回利付国債（20年）	1,430,000,000	1,273,000,300	
	第185回利付国債（20年）	1,800,000,000	1,597,086,000	
	第186回利付国債（20年）	1,690,000,000	1,600,176,500	
	第187回利付国債（20年）	1,300,000,000	1,185,717,000	
	第188回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,186,915,600	
	第189回利付国債（20年）	1,080,000,000	1,083,067,200	
	第190回利付国債（20年）	1,440,000,000	1,417,348,800	
	国債証券合計	365,514,000,000	346,043,179,850	
地方債証券	第1回東京都公募公債（東京グリーンボンド（30年））	100,000,000	79,466,000	
	第7回東京都公募公債（30年）	200,000,000	221,880,000	
	第11回東京都公募公債（20年）	200,000,000	206,164,000	
	第16回東京都公募公債（20年）	150,000,000	156,412,500	
	第17回東京都公募公債（20年）	100,000,000	104,577,000	
	第18回東京都公募公債（20年）	200,000,000	210,578,000	
	第20回東京都公募公債（20年）	100,000,000	105,210,000	
	第21回東京都公募公債（20年）	100,000,000	105,896,000	
	第760回東京都公募公債	140,000,000	138,397,000	
	第786回東京都公募公債	200,000,000	194,888,000	
	第800回東京都公募公債	300,000,000	287,418,000	
	第830回東京都公募公債	100,000,000	94,353,000	
	平成30年度第3回北海道公募公債	100,000,000	97,814,000	

令和2年度第21回北海道公募公債	100,000,000	95,379,000	
令和4年度第1回北海道公募公債	100,000,000	94,643,000	
第3回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	112,565,000	
第11回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	105,019,000	
第15回神奈川県公募公債（20年）	300,000,000	316,173,000	
第16回神奈川県公募公債（20年）	600,000,000	638,328,000	
第20回神奈川県公募公債（20年）	300,000,000	313,533,000	
第21回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	104,651,000	
第243回神奈川県公募公債	100,000,000	95,783,000	
第2回大阪府公募公債（20年）	300,000,000	317,967,000	
第19回大阪府公募公債（20年）	200,000,000	164,702,000	
第183回大阪府公募公債（5年）	240,000,000	237,765,600	
第417回大阪府公募公債（10年）	108,000,000	106,828,200	
第423回大阪府公募公債（10年）	300,000,000	295,329,000	
第486回大阪府公募公債（10年）	172,000,000	165,147,520	
第490回大阪府公募公債（10年）	121,000,000	116,527,840	
平成19年度第3回京都府公募公債（20年）	100,000,000	104,052,000	
平成25年度第2回京都府公募公債（15年）	100,000,000	100,666,000	
平成27年度第13回京都府公募公債	105,860,000	105,189,906	
令和2年度第1回京都府公募公債（10年）	100,000,000	95,756,000	
令和5年度第6回京都府公募公債	100,000,000	96,720,000	
第3回兵庫県公募公債（20年）	100,000,000	103,978,000	
第4回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	101,440,000	
第8回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	100,693,000	
第11回兵庫県公募公債（15年）	200,000,000	197,364,000	
平成28年度第30回兵庫県公募公債	100,000,000	98,802,000	
第40回兵庫県公募公債（20年）	200,000,000	164,418,000	
令和3年度第5回兵庫県公募公債	100,000,000	94,199,000	
令和3年度第9回兵庫県公募公債（5年）	100,000,000	98,624,000	
令和5年度第2回兵庫県公募公債	100,000,000	96,502,000	
令和5年度第4回兵庫県公募公債（グリーンボンド・10年）	100,000,000	96,098,000	
令和5年度第5回兵庫県公募公債	100,000,000	97,095,000	
第4回静岡県公募公債（15年）	100,000,000	101,636,000	
第12回静岡県公募公債（30年）	100,000,000	75,837,000	

第15回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	104,433,000	
平成29年度第11回静岡県公募公債	100,000,000	98,479,000	
第29回静岡県公募公債（20年）	200,000,000	165,192,000	
令和2年度第1回静岡県公募公債	100,000,000	95,786,000	
令和4年度第5回静岡県公募公債	100,000,000	94,455,000	
平成22年度第14回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	106,284,000	
平成25年度第8回愛知県公募公債（30年）	110,000,000	111,622,500	
平成25年度第17回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	103,498,000	
平成29年度第5回愛知県公募公債（10年）	200,000,000	197,180,000	
平成29年度第6回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	98,582,000	
平成29年度第16回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	98,296,000	
平成30年度第1回愛知県公募公債（10年）	200,000,000	195,808,000	
令和元年度第16回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	95,681,000	
令和2年度第4回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	164,464,000	
令和2年度第7回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	95,537,000	
令和3年度第6回愛知県公募公債（30年）	200,000,000	138,452,000	
平成20年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	105,293,000	
平成29年度第7回広島県公募公債	131,440,000	128,844,060	
令和2年度第1回広島県公募公債（20年）	200,000,000	162,340,000	
令和2年度第7回広島県公募公債	100,000,000	95,333,000	
第2回埼玉県公募公債（10年）	100,000,000	96,552,000	
第5回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	104,711,000	
第7回埼玉県公募公債（15年）	400,000,000	360,120,000	
第8回埼玉県公募公債（15年）	100,000,000	89,195,000	
第9回埼玉県公募公債（30年）	100,000,000	76,289,000	
第18回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	177,136,000	
平成29年度第5回埼玉県公募公債	100,000,000	98,585,000	
令和4年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	95,776,000	
平成19年度第1回福岡県公募公債（30年）	100,000,000	112,582,000	
平成20年度第1回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	104,904,000	
平成20年度第1回福岡県公募公債（30）	200,000,000	216,202,000	

年)			
平成 23 年度第 1 回福岡県公募公債（15 年）	100,000,000	101,341,000	
平成 29 年度第 8 回福岡県公募公債	200,000,000	196,348,000	
令和 3 年度第 2 回福岡県公募公債	100,000,000	94,755,000	
令和 3 年度第 5 回福岡県公募公債	100,000,000	98,622,000	
令和 3 年度第 1 回福岡県公募公債（15 年）	200,000,000	176,056,000	
令和 6 年度第 3 回福岡県公募公債	100,000,000	98,575,000	
第 6 回千葉県公募公債（20 年）	200,000,000	211,118,000	
第 8 回千葉県公募公債（20 年）	100,000,000	106,170,000	
第 9 回千葉県公募公債（20 年）	100,000,000	104,774,000	
平成 28 年度第 1 回千葉県公募公債	100,000,000	99,186,000	
第 28 回千葉県公募公債（20 年）	200,000,000	162,360,000	
平成 29 年度第 5 回千葉県公募公債	120,000,000	117,944,400	
令和元年度第 7 回千葉県公募公債	100,000,000	95,610,000	
令和元年度第 9 回千葉県公募公債	100,000,000	95,376,000	
令和 4 年度第 8 回千葉県公募公債	100,000,000	97,052,000	
平成 27 年度第 3 回新潟県公募公債	200,000,000	198,734,000	
平成 28 年度第 1 回新潟県公募公債	120,000,000	118,508,400	
令和 3 年度第 1 回長野県公募公債（10 年）	200,000,000	190,220,000	
令和 5 年度第 3 回長野県公募公債（グリーンボンド（10 年））	100,000,000	97,505,000	
令和 6 年度第 1 回茨城県公募公債	100,000,000	98,165,000	
第 2 回群馬県公募公債（20 年）	100,000,000	106,276,000	
第 28 回群馬県公募公債（10 年）	100,000,000	96,060,000	
第 30 回群馬県公募公債（10 年）	100,000,000	98,530,000	
第 161 回共同発行市場公募地方債	300,000,000	296,817,000	
第 167 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,910,000	
第 171 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,561,000	
第 175 回共同発行市場公募地方債	150,000,000	147,612,000	
第 178 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,252,000	
第 181 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,891,000	
第 194 回共同発行市場公募地方債	160,000,000	154,462,400	
第 204 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,376,000	
第 209 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,365,000	
第 218 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	189,538,000	
第 228 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	188,212,000	

第231回共同発行市場公募地方債	200,000,000	189,144,000	
第233回共同発行市場公募地方債	200,000,000	188,738,000	
第243回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,247,000	
令和3年度第4回奈良県公募公債（5年）	100,000,000	98,612,000	
第7回大阪市公募公債（30年）	100,000,000	79,275,000	
第10回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	106,128,000	
第22回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	88,777,000	
令和3年度第2回大阪市公募公債	100,000,000	94,832,000	
第3回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	111,238,000	
第13回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	79,334,000	
第21回名古屋市公募公債（20年）	200,000,000	175,898,000	
第495回名古屋市公募公債（10年）	100,000,000	99,364,000	
第522回名古屋市公募公債（10年）	200,000,000	191,552,000	
第525回名古屋市公募公債（10年）	100,000,000	97,018,000	
第6回京都市公募公債（20年）	100,000,000	104,144,000	
令和4年度第3回京都市公募公債	200,000,000	191,552,000	
令和4年度第4回京都市公募公債	100,000,000	97,553,000	
平成20年度第1回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	105,037,000	
平成24年度第12回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	104,516,000	
平成26年度第3回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	102,048,000	
令和2年度第9回神戸市公募公債（30年）	100,000,000	69,942,000	
第5回横浜市公募公債（30年）	100,000,000	112,772,000	
第7回横浜市公募公債（30年）	100,000,000	111,436,000	
第25回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	104,616,000	
第26回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	104,998,000	
平成28年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	98,889,000	
平成29年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	98,306,000	
第55回横浜市公募公債（5年）	100,000,000	99,081,000	
令和3年度第2回横浜市公募公債	100,000,000	94,828,000	
平成25年度第5回札幌市公募公債（15年）	200,000,000	203,116,000	
第8回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	105,701,000	
第11回川崎市公募公債（20年）	150,000,000	157,182,000	
第13回川崎市公募公債（30年）	200,000,000	173,664,000	
第66回川崎市公募公債（5年）	200,000,000	196,568,000	

	第96回川崎市公募公債	100,000,000	97,339,000	
	平成25年度第6回福岡市公募公債(20年)	400,000,000	410,364,000	
	平成29年度第12回福岡市公募公債	130,000,000	127,422,100	
	平成30年度第9回福岡市公募公債(10年)	100,000,000	97,807,000	
	令和3年度第3回仙台市公募公債(5年)	135,000,000	132,933,150	
	令和3年度第1回千葉市公募公債	100,000,000	95,178,000	
	令和3年度第2回三重県公募公債	100,000,000	94,675,000	
	令和5年度第2回鹿児島県公募公債(5年)	100,000,000	98,229,000	
	令和5年度第5回福井県公募公債	100,000,000	96,673,000	
	令和元年度第3回岡山県公募公債(10年)	100,000,000	95,371,000	
	地方債証券合計	21,643,300,000	21,098,455,576	
特殊債券	第129回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	49,133,000	
	第1回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,313,000	
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券	150,000,000	152,994,000	
	第21回道路債券	100,000,000	112,268,000	
	第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	216,728,000	
	第27回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	624,210,000	
	第28回道路債券	300,000,000	338,979,000	
	第33回道路債券	100,000,000	113,735,000	
	第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,096,000	
	第39回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,209,000	
	第43回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,202,000	
	第49回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,931,000	
	第86回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,838,000	
	第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,422,000	
	第99回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,204,000	
	第101回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,847,000	
	第109回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,408,000	
	第111回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,566,000	

第123回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,668,000	
第155回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,905,000	
第176回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,163,000	
第178回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,419,000	
第183回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,790,000	
第223回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,675,000	
第228回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,257,000	
第235回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,457,000	
第246回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,835,000	
第273回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,214,000	
第288回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,840,000	
第300回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	296,316,000	
第301回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	197,088,000	
第302回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	91,376,000	
第307回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	90,374,000	
第312回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	185,714,000	
第316回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	188,456,000	
第327回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,386,000	
第339回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	243,000,000	238,582,260	
第340回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	88,996,000	
第363回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,692,000	
第400回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	333,380,000	
第467回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	292,569,000	
第474回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	287,196,000	
第477回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	194,978,000	

第2回地方公営企業等金融機構債券（20年）	100,000,000	105,489,000	
第4回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	105,343,000	
第5回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	211,818,000	
第7回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	106,036,000	
第12回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	106,053,000	
第15回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	318,006,000	
第17回公営企業債券（20年）	100,000,000	101,968,000	
第17回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	105,091,000	
第19回公営企業債券（20年）	100,000,000	102,956,000	
第22回公営企業債券（20年）	200,000,000	207,094,000	
第23回地方公共団体金融機構債券（20年）	400,000,000	415,684,000	
第24回公営企業債券（20年）	100,000,000	104,511,000	
第30回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	104,890,000	
第34回地方公共団体金融機構債券（20年）	400,000,000	412,640,000	
第52回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	87,411,000	
第82回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	198,632,000	
第83回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	198,436,000	
第88回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	161,608,000	
第91回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,806,000	
第95回政府保証地方公共団体金融機構債券	400,000,000	394,728,000	
第96回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,572,000	
第103回政府保証地方公共団体金融機構債券	133,000,000	130,657,870	
第105回政府保証地方公共団体金融機構債券	113,000,000	110,985,210	
第107回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,845,000	
第110回政府保証地方公共団体金融機構債券	150,000,000	146,365,500	
第113回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,734,000	
第116回政府保証地方公共団体金融機構債券	120,000,000	116,383,200	
F169回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,075,000	
F202回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	200,534,000	

第29回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	98,689,000	
第33回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	98,280,000	
第27回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	98,793,000	
第28回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	99,354,000	
第159回都市再生債券	100,000,000	50,495,000	
第161回都市再生債券	100,000,000	56,083,000	
第169回都市再生債券	100,000,000	58,904,000	
第191回都市再生債券	100,000,000	78,404,000	
第5回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	102,393,000	100,111,683	
第6回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,864,000	
第7回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	36,398,000	35,584,868	
第9回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	44,248,000	43,090,472	
第23回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,025,000	
第24回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	11,863,000	12,072,026	
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,341,000	13,663,051	
第26回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	24,834,000	25,285,978	
第28回政府保証住宅金融支援機構債券(グリーンボンド)	100,000,000	98,729,000	
第29回政府保証住宅金融支援機構債券	200,000,000	193,956,000	
第34回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,437,000	17,845,548	
第35回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,524,000	16,934,786	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,589,000	15,931,958	
第39回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	34,352,000	34,873,119	
第42回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,720,000	20,987,080	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,373,000	20,757,234	
第43回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,209,000	
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	58,137,000	59,551,473	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,868,000	66,292,501	
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,270,000	15,579,828	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,738,000	16,027,421	
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,648,000	16,950,827	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,927,000	19,194,817	
第54回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,837,000	20,114,519	
第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,284,000	22,551,853	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,406,000	21,687,060	

第67回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,038,000	29,788,384	
第69回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,549,000	31,552,785	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,200,000	27,263,648	
第71回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,670,000	25,534,975	
第72回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,893,000	25,763,535	
第73回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,844,000	30,899,210	
第85回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,825,000	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	105,002,000	
第104回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,675,000	49,526,870	
第109回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	119,042,000	110,311,459	
第111回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,454,000	56,214,431	
第112回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,383,000	58,461,943	
第113回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,202,000	58,459,953	
第114回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,381,000	57,490,953	
第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,045,000	58,275,645	
第115回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,723,000	
第116回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,424,000	58,864,448	
第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,815,000	59,040,361	
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,349,000	58,716,287	
第121回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,561,000	59,463,263	
第126回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,267,000	60,825,816	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,820,000	62,038,345	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,114,000	60,653,644	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,268,000	62,409,240	
第135回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,797,000	62,634,164	
第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,759,000	63,729,032	
第139回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,626,000	63,656,963	
第140回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,427,000	63,059,849	

券			
第144回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,396,000	64,442,029	
第145回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,191,000	65,862,385	
第146回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,829,000	65,866,542	
第151回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	233,409,000	208,382,887	
第152回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	232,242,000	208,678,726	
第153回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,239,000	69,379,159	
第154回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	156,532,000	140,111,793	
第160回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,066,000	71,837,617	
第161回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	79,810,000	71,611,118	
第162回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	98,896,000	
第163回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,697,000	73,209,498	
第164回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,620,000	73,841,625	
第166回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,312,000	74,133,479	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,960,000	73,668,106	
第169回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	167,486,000	150,276,813	
第173回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,594,000	75,441,775	
第175回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,453,000	77,337,395	
第178回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	171,966,000	155,735,848	
第181回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,521,000	79,300,152	
第184回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,191,000	80,650,069	
第185回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	178,294,000	162,363,431	
第188回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,546,000	84,952,290	
第190回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,616,000	86,473,036	
第193回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,266,000	85,643,478	
第194回貸付債権担保住宅金融支援機構債	91,405,000	86,568,761	

券			
第195回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,311,000	88,207,821	
第196回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,721,000	89,390,152	
第199回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,052,000	90,385,853	
第205回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,542,000	95,005,051	
第211回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	199,706,000	198,030,466	
第344回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	88,919,000	
第354回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	183,042,000	
第356回一般担保住宅金融支援機構債券	500,000,000	468,430,000	
い第853号商工債	100,000,000	99,000,000	
い第876号商工債	400,000,000	391,932,000	
い第878号商工債	100,000,000	97,766,000	
い第889号商工債	200,000,000	197,716,000	
第376回信金中金債（5年）	200,000,000	198,414,000	
第379回信金中金債（5年）	100,000,000	98,972,000	
第386回信金中金債（5年）	100,000,000	98,432,000	
第394回信金中金債（5年）	100,000,000	98,113,000	
第20回アンデス開発公社円貨債券（2023）	200,000,000	198,312,000	
第67回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	191,756,000	
第87回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,650,000	
第103回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,443,000	
第114回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,819,000	
第88回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,105,000	
第100回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,244,000	
第101回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,235,000	
第103回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,589,000	
第107回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	197,562,000	
第109回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	198,654,000	
第77回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	294,750,000	
第80回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,373,000	
第87回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	296,322,000	
第90回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,341,000	
第66回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,420,000	

	特殊債券合計	22,987,763,000	22,288,813,700	
社債券	第41回フランス相互信用連合銀行（BFCM）円貨社債	100,000,000	99,359,000	
	第32回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	300,000,000	298,023,000	
	第38回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,723,000	
	第19回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	200,000,000	198,674,000	
	第25回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,178,000	
	第3回韓国輸出入銀行保証株式會社大韓航空円貨社債（2023）	100,000,000	99,575,000	
	第8回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債（2023）	200,000,000	197,024,000	
	第24回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,112,000	
	第17回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	100,000,000	99,391,000	
	第12回西松建設株式会社無担保社債	100,000,000	97,115,000	
	第24回大和ハウス工業株式会社無担保社債	200,000,000	197,950,000	
	第3回高砂熱学工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,847,000	
	第19回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,015,000	
	第22回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,578,000	
	第12回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	95,398,000	
	第11回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	99,280,000	
	第10回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,903,000	
	第25回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,293,000	
	第30回東レ株式会社無担保社債	100,000,000	98,558,000	
	第26回旭化成株式会社無担保社債	100,000,000	99,723,000	
	第31回レンゴー株式会社無担保社債	100,000,000	98,240,000	
	第4回株式会社レゾナック・ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,420,000	
	第15回イビデン株式会社無担保社債	100,000,000	98,506,000	
	第56回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,455,000	
	第32回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	98,401,000	
	第42回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	77,391,000	
	第22回UBE株式会社無担保社債	100,000,000	99,751,000	
	第14回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	97,509,000	

第6回株式会社電通無担保社債	100,000,000	96,108,000	
第16回武田薬品工業株式会社無担保社債	200,000,000	186,762,000	
第3回アステラス製薬株式会社無担保社債	100,000,000	99,134,000	
第3回株式会社ツムラ無担保社債	100,000,000	97,639,000	
第10回関西ペイント株式会社無担保社債	100,000,000	99,417,000	
第11回関西ペイント株式会社無担保社債	100,000,000	99,143,000	
第13回ヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	94,588,000	
第20回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,464,000	
第4回E N E O S ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	95,141,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	96,822,000	
第9回住友理工株式会社無担保社債	100,000,000	98,406,000	
第9回新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	97,470,000	
第72回株式会社神戸製鋼所無担保社債	100,000,000	99,656,000	
第34回住友金属鉱山株式会社無担保社債	100,000,000	98,089,000	
第17回株式会社小松製作所無担保社債	100,000,000	99,266,000	
第17回株式会社クボタ無担保社債	100,000,000	96,056,000	
第13回株式会社荏原製作所無担保社債	100,000,000	97,531,000	
第53回日本精工株式会社無担保社債	100,000,000	98,435,000	
第20回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	95,413,000	
第1回オムロン無担保社債	100,000,000	100,000,000	
第23回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	94,442,000	
第26回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	98,137,000	
第27回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,734,000	
第8回T D K株式会社無担保社債	100,000,000	98,514,000	
第15回株式会社デンソー無担保社債	200,000,000	196,778,000	
第1回株式会社東海理化電機製作所無担保社債	100,000,000	98,220,000	
第25回J A三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,063,000	
第30回J A三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	98,992,000	
第32回マツダ株式会社無担保社債	100,000,000	99,150,000	
第8回株式会社S U B A R U無担保社債	100,000,000	97,934,000	
第1回オリックス銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,154,000	
第6回オリックス銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,903,000	
第6回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	81,398,000	
第119回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	98,197,000	

第10回長瀬産業株式会社無担保社債	100,000,000	99,020,000	
第69回三井物産株式会社無担保社債	100,000,000	105,251,000	
第60回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	94,335,000	
第44回株式会社丸井グループ無担保社債	200,000,000	195,366,000	
第87回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	97,352,000	
第99回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	97,746,000	
第22回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債(劣後特)	100,000,000	95,460,000	
第24回株式会社りそなホールディングス無担保社債	100,000,000	98,322,000	
第9回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,482,000	
第25回株式会社三井住友銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,272,000	
第23回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	98,726,000	
第41回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	98,499,000	
第26回みずほリース株式会社無担保社債	200,000,000	198,488,000	
第18回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	95,442,000	
第25回NTTファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	291,195,000	
第28回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	98,389,000	
第34回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,432,000	
第38回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	97,924,000	
第34回東京センチュリー株式会社無担保社債	100,000,000	96,888,000	
第57回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,054,000	
第88回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,231,000	
第36回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	95,950,000	
第17回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	98,809,000	
第87回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	99,528,000	
第35回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,547,000	
第217回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	98,139,000	
第3回三菱HCキャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	92,960,000	
第7回三菱HCキャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	99,023,000	
第3回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,679,000	

第7回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,219,000	
第7回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	100,000,000	98,556,000	
第1回損害保険ジャパン株式会社無担保社債	100,000,000	98,225,000	
第47回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	104,156,000	
第78回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	83,093,000	
第83回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	103,672,000	
第118回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	98,768,000	
第131回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	81,775,000	
第143回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	95,850,000	
第111回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	98,293,000	
第3回東急株式会社無担保社債	100,000,000	95,644,000	
第45回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	81,946,000	
第84回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	82,536,000	
第86回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	69,489,000	
第42回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	82,829,000	
第49回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	102,950,000	
第67回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	105,514,000	
第129回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	68,501,000	
第132回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	74,371,000	
第133回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	66,666,000	
第165回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	80,673,000	
第166回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	67,470,000	
第176回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	56,815,000	
第46回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	63,515,000	
第51回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	75,949,000	
第51回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	105,392,000	
第71回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	95,473,000	
第8回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	103,865,000	
第10回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	105,413,000	
第13回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	103,111,000	

第31回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	66,418,000	
第56回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	70,453,000	
第45回西日本鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	193,488,000	
第58回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,250,000	
第13回日本航空株式会社無担保社債	100,000,000	98,030,000	
第25回KDDI株式会社無担保社債	200,000,000	194,660,000	
第38回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	99,077,000	
第17回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	96,285,000	
第31回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	82,779,000	
第37回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	80,731,000	
第535回中部電力株式会社社債	200,000,000	191,178,000	
第509回関西電力株式会社社債	100,000,000	98,822,000	
第510回関西電力株式会社社債	100,000,000	98,779,000	
第536回関西電力株式会社社債	200,000,000	190,182,000	
第541回関西電力株式会社社債	100,000,000	93,696,000	
第425回中国電力株式会社社債	100,000,000	95,265,000	
第426回中国電力株式会社社債	100,000,000	94,927,000	
第443回中国電力株式会社社債	200,000,000	196,608,000	
第448回中国電力株式会社社債	100,000,000	95,309,000	
第463回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,041,000	
第307回北陸電力株式会社社債	100,000,000	100,247,000	
第321回北陸電力株式会社社債	100,000,000	98,634,000	
第364回北陸電力株式会社社債	100,000,000	95,162,000	
第508回東北電力株式会社社債	100,000,000	97,161,000	
第521回東北電力株式会社社債	100,000,000	95,806,000	
第535回東北電力株式会社社債	200,000,000	194,052,000	
第536回東北電力株式会社社債	100,000,000	93,167,000	
第569回東北電力株式会社社債	100,000,000	99,163,000	
第296回四国電力株式会社社債	100,000,000	98,326,000	
第468回九州電力株式会社社債	100,000,000	97,752,000	
第507回九州電力株式会社社債	200,000,000	189,120,000	
第516回九州電力株式会社社債	300,000,000	285,927,000	
第323回北海道電力株式会社社債	100,000,000	100,351,000	
第357回北海道電力株式会社社債	100,000,000	97,088,000	
第385回北海道電力株式会社社債	100,000,000	96,086,000	

第396回北海道電力株式会社社債	100,000,000	98,260,000	
第56回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	92,332,000	
第57回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	97,589,000	
第84回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	99,203,000	
第8回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	98,974,000	
第31回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	98,028,000	
第39回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	97,642,000	
第42回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	95,481,000	
第48回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	260,352,000	
第66回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	95,410,000	
第77回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	98,034,000	
第22回株式会社JERA無担保社債	100,000,000	98,946,000	
第4回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	98,080,000	
第6回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	99,352,000	
第38回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	97,633,000	
第64回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	67,656,000	
第41回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	94,011,000	
第42回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	80,123,000	
第7回株式会社ファーストリティリング無担保社債	100,000,000	97,832,000	
社債券合計	19,800,000,000	18,867,744,000	
合計		408,298,193,126	

(注)備考欄の代用有価証券の数値は額面を表示しております。代用有価証券の担保差入額面には、約定未受渡券面額を含んでおります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【日本債券インデックスファンド】

【純資産額計算書】

(2025年2月28日現在)

I 資産総額	946, 400, 294円
II 負債総額	3, 811, 345円
III 純資産総額 (I - II)	942, 588, 949円
IV 発行済口数	853, 262, 479口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 1047円
(1万口当たり純資産額)	(11, 047円)

(参考)

日本債券マザーファンド

純資産額計算書

(2025年2月28日現在)

I 資産総額	418, 193, 442, 991円
II 負債総額	11, 804, 755, 226円
III 純資産総額 (I - II)	406, 388, 687, 765円
IV 発行済口数	323, 809, 515, 536口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 2550円
(1万口当たり純資産額)	(12, 550円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年2月28日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

[D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—DO—CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2025 年 4 月 22 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025 年 2 月 28 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	523	15,637,340
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	54	195,520
単位型公社債投資信託	52	169,578
合計	629	16,002,438

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第 39 期事業年度の中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 洋 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,067	14,909
金銭の信託	14,693	18,596
前払費用	198	429
未収委託者報酬	9,147	10,943
未収運用受託報酬	5,815	5,967
未収収益	176	185
短期差入証拠金	3,541	3,660
その他	1,566	4,074
流動資産合計	58,207	58,767
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	255
器具備品	※1	560
有形固定資産合計	816	655
無形固定資産		
ソフトウェア	7,203	7,463
その他	40	61
無形固定資産合計	7,244	7,524
投資その他の資産		
投資有価証券	4,063	5,753
関係会社株式	5,636	6,077
繰延税金資産	1,181	1,196
その他	31	31
投資その他の資産合計	10,911	13,058
固定資産合計	18,972	21,238
資産合計	77,179	80,005

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	49	86
未払金	7,174	8,475
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,586	5,524
その他未払金	2,588	2,951
未払費用	1,089	797
未払法人税等	726	694
賞与引当金	613	719
その他	303	957
流動負債合計	9,958	11,730
固定負債		
退職給付引当金	904	975
資産除去債務	153	154
その他	27	42
固定負債合計	1,086	1,171
負債合計	11,044	12,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	44,755	45,974
利益剰余金合計	47,355	48,574
株主資本合計	66,595	67,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49	360
繰延ヘッジ損益	△510	△1,071
評価・換算差額等合計	△460	△710
純資産合計	66,134	67,103
負債・純資産合計	77,179	80,005

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	40,724	44,551
運用受託報酬	10,918	11,077
その他営業収益	351	356
営業収益合計	51,993	55,985
営業費用		
支払手数料	20,123	22,341
広告宣伝費	307	342
公告費	2	0
調査費	5,309	5,796
調査費	1,104	1,172
委託調査費	4,191	4,610
図書費	13	14
営業雑経費	5,842	5,887
通信費	77	78
印刷費	419	439
協会費	58	56
諸会費	38	29
情報機器関連費	5,153	5,193
その他営業雑経費	94	89
　　営業費用合計	31,585	34,369
一般管理費		
給料	6,451	6,981
役員報酬	318	385
給料・手当	5,144	5,432
賞与	987	1,163
退職給付費用	252	278
福利費	671	747
交際費	7	13
旅費交通費	122	191
租税公課	289	276
不動産賃借料	327	328
寄付金	—	0
減価償却費	1,698	2,239
業務委託費	1,277	1,544
諸経費	1,454	1,637
　　一般管理費合計	12,553	14,239
営業利益	7,854	7,376

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取利息	57	138
収益分配金	4	0
金銭の信託運用益	—	4,007
投資有価証券売却益	738	1
投資有価証券償還益	121	1
デリバティブ利益	565	—
その他	11	12
営業外収益合計	1,499	4,162
営業外費用		
金銭の信託運用損	158	—
投資有価証券売却損	16	33
投資有価証券償還損	—	1
為替差損	1,227	1,273
デリバティブ費用	—	3,613
その他	32	3
営業外費用合計	1,435	4,925
経常利益	7,918	6,613
税引前当期純利益	7,918	6,613
法人税、住民税及び事業税	2,350	1,931
法人税等調整額	119	95
法人税等合計	2,470	2,027
当期純利益	5,448	4,585

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本					株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788		
当期変動額							
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641		
当期純利益			5,448	5,448	5,448		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807		
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,218	1,218	1,218
当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定額法によっております。
- (2) 無形固定資産
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。
6. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。
7. 収益及び費用の計上基準
当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 投資信託委託業務
当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
 - (2) 投資一任業務
当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
 - (3) 投資助言業務
当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
 - (4) 成功報酬
当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。
8. ヘッジ会計の会計処理
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。
 - (3) ヘッジ方針
自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。
9. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
建物	184	百万円	220	百万円
器具備品	681	〃	823	〃
計	866	〃	1,044	〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株 式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 20 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株 式	2,943	利益剰余金	981,032	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((1) *2、*3 及び (注 2) 参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(10)	—	—	(10)
通貨関連取引	—	(136)	—	(136)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	—	17,579
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	4,517	—	4,517
資産計	1,530	20,565	—	22,096
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスク

の対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
投資有価証券	0	876
関係会社株式	5,636	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	594	2,144	38

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	1,829	807	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	5,636	6,077

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

当事業年度（2024年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非上場株式	0	876
組合出資金等	218	359

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,923	—	△21	△21
	英ポンド	256	—	△6	△6
	カナダドル	109	—	△1	△1
	イスラエル・ペソ	163	—	△2	△2
	香港ドル	202	—	△0	△0
	ユーロ	651	—	△19	△19
	買建				
	米ドル	152	—	3	3
	合計	7,458	—	△48	△48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	イスラエル・ペソ	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
	合計	8,231	—	10	10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
	合計	12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	— — — — —	△6 △81 △0 △0 △0
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			5,082	—	△88

当事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	2,126 4,586 28 83 63 448	— — — — — —	1 7 0 0 0 1
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			7,337	—	10

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	820	911
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	6	11
退職給付の支払額	△57	△85
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
退職給付債務の期末残高	911	993

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	911	993
未認識数理計算上の差異	△6	△17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975
退職給付引当金	904	975
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理差異償却	—	0
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
確定給付制度に係る退職給付費用	142	155

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 109 百万円、当事業年度 122 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	58 百万円	63 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	187 //	220 //
退職給付引当金損金算入限度超過額	277 //	298 //
税務上の費用認識差額	412 //	256 //
繰延ヘッジ損益	225 //	472 //
その他	75 //	78 //
繰延税金資産 合計	1,236 //	1,390 //
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△21 //	△159 //
その他	△32 //	△35 //
繰延税金負債 合計	△54 //	△194 //
繰延税金資産の純額	1,181 //	1,196 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行株	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 ① 運用受託報酬
 各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
 ② 投信販売代行手数料等
 ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
 該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2023年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2024年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	22,044,962円63銭	22,367,677円92銭
1株当たり当期純利益金額	1,816,227円49銭	1,528,527円02銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 洋 一
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第39期中間会計期間末

(2024年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	15,957
金銭の信託	18,219
未収委託者報酬	11,990
未収運用受託報酬	6,429
短期差入証拠金	2,431
その他	4,238
流動資産合計	59,268

固定資産

有形固定資産	※1	592
無形固定資産		
ソフトウェア		6,988
その他		59
無形固定資産合計		7,047
投資その他の資産		
投資有価証券		6,615
関係会社株式		6,077
繰延税金資産		1,127
その他		30
投資その他の資産合計		13,850
固定資産合計		21,491
資産合計		80,759

負債の部

流動負債

未払金	8,431
未払法人税等	1,202
賞与引当金	424
その他	※2
流動負債合計	2,306
	12,364

固定負債

退職給付引当金	1,035
資産除去債務	154
その他	53
固定負債合計	1,244
負債合計	13,608

(単位：百万円)

第39期中間会計期間末

(2024年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金

2,000

資本剰余金

その他資本剰余金

17,239

資本剰余金合計

17,239

利益剰余金

利益準備金

500

その他利益剰余金

別途積立金

2,100

繙越利益剰余金

45,816

利益剰余金合計

48,416

株主資本合計

67,655

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

453

繙延ヘッジ損益

△958

評価・換算差額等合計

△504

純資産合計

67,150

負債・純資産合計

80,759

中間損益計算書

(単位：百万円)

第39期中間会計期間

(自 2024年4月1日)

至 2024年9月30日)

営業収益

委託者報酬	24,956
運用受託報酬	6,026
その他営業収益	187
営業収益合計	31,169
営業費用	18,985
一般管理費	※1 7,504
営業利益	4,678
営業外収益	※2 193
営業外費用	※3 976
経常利益	3,896
特別損失	61
税引前中間純利益	3,835
法人税、住民税及び事業税	1,202
法人税等還付税額	△129
法人税等調整額	△22
法人税等合計	1,050
中間純利益	2,785

中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中期期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
中間純利益			2,785	2,785	2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△157	△157	△157
当中期期末残高	500	2,100	45,816	48,416	67,655

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,943
中間純利益				2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	92	112	205	205
当中間期変動額合計	92	112	205	47
当中期期末残高	453	△958	△504	67,150

注記事項

(重要な会計方針)

第39期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手

可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第39期中間会計期間末
(2024年9月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,128百万円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第39期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産	83百万円
無形固定資産	1,211百万円

※2 営業外収益の主要項目

投資有価証券売却益	149百万円
-----------	--------

※3 営業外費用の主要項目

金銭の信託運用損	263百万円
投資有価証券償還損	239百万円
為替差損	146百万円
デリバティブ費用	138百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末（2024年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（(1)*2及び(注2)、(注3)参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,561	15,657	—	18,219
投資有価証券(*2)	—	3,269	—	3,269
その他有価証券	—	—	—	—
資産計	2,561	18,927	—	21,488
デリバティブ取引(*3)	—	—	—	—
株式関連取引	(281)	(230)	—	(511)
通貨関連取引	—	(286)	—	(286)
デリバティブ取引計	(281)	(517)	—	(798)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額 876 百万円）、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 1,991 百万円）及び第 24-16 項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額 478 百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1 年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	876
関係会社株式	6,077

(注3) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	-	-	△8	2,000	1,991	-	1,991	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,991百万円であります。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,010	2,306	704
小計	3,010	2,306	704
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,249	2,306	△57
小計	2,249	2,306	△57
合計	5,260	4,613	647

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額478百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建 米ドル	5,053	—	△83	△83
	英ポンド	173	—	△5	△5
	カナダドル	130	—	△2	△2
	イスラエル・ペソ	74	—	△1	△1
	香港ドル	120	—	△1	△1
	ユーロ	461	—	△9	△9
	買建 米ドル	42	—	△0	△0
	ユーロ	11	—	△0	△0
	合計	6,068	—	△104	△104

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,399	—	△281	△281
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,524	—	△230	△230
合計		15,923	—	△511	△511

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券 関係会社株式	1,833	—	△30
	英ポンド		4,463	—	△137
	イスラエル・ペソ		49	—	△0
	香港ドル		95	—	△1
	ユーロ		31	—	△0
	シンガポールドル		433	—	△11
	合計		6,906	—	△182

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存

在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

同一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,620 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1 株当たり純資産額	22,383,579 円 15 銭
1 株当たり中間純利益	928,397 円 37 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため 記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	2,785 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,785 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るために不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2025年4月22日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託

日本債券インデックスファンド

約　　款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 公社債への実質投資は、わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 公社債等への実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、ファンドの設定当初や解約・償還への対応などの事情により変更することもあります。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債を転換したものおよび新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、取得時において株式への実質組入れ比率は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質組入れ比率は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質組入れ比率は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 投資信託証券（親投資信託を除く。）への実質組入れ比率は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示す

る証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
日本債券インデックスファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第7項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託期間終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追

- 加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関のうち、委託者の指定する者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。
- (受益権の設定に係る受託者の通知)**
- 第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ② 削除
- (受益権の申込単位、価額および手数料等)**
- 第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるるものとします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、お申込み金額（「お申込み受付日の基準価額（当初募集期間中は1口当たり1

円) × 取得口数」に申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額をいいます。) に応じて、1.0%の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率をお申込み受付日の基準価額に乗じて得た額とします。申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差し引きります。

- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受けた取得申込みを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第12条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第13条 削除

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第14条 削除

(受益証券の再交付の費用)

第15条 削除

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - A. 有価証券
 - B. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - C. 金銭債権（上記A、Bおよび下記Dに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - D. 約束手形（上記Aに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - A. 為替手形

(運用の指図範囲)

第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本債券マザーファンド」（以下

「マザーファンド」といいます。) の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 5. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第6号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売り)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第30条 削除

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年1月23日から翌年1月22日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、第40条第1項で規定する信託財産から收受する信託報酬中より委託者が支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の37の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資等)

第41条の2 削除

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第46条第3項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項ただし書き以外の収益分配金の再投資の場合を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、第12条第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（受益証券の混藏保管）

第45条 削除

（一部解約）

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日より前に行われる当該請求

については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合は、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第47条の規定を準用するものとします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第46条第7項および本条第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取り請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の再交付）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

②～⑦ 削除

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年1月23日

委託者 中央三井アセットマネジメント株式会社

受託者 中央三井信託銀行株式会社